

令和7年度特別警報・警報への対応マニュアル

令和7年4月2日

江田島市教育委員会

午前6時00分に、江田島市に特別警報・警報（以下、「警報等」という。）が出ている場合**小学校は臨時休業（休校）、中学校は自宅待機**

- 教育委員会は、小・中学校長会長に電話連絡する。
- 小・中学校長会長は、各校長に電話連絡する。
- 教育委員会は、「小学校休校」「中学校自宅待機」について、学校メール配信サービスによりメール送信するとともに、防災行政無線により放送する。（学校は、電話連絡等で児童生徒に周知徹底する。）
- 教育委員会は、学校給食共同調理場に「給食なし」の電話連絡をする。
- 教育委員会は、江田島バスに学校休校の電話連絡をする。

午前6時00分を過ぎて登校時間までに、江田島市に警報等が出た場合**小学校・中学校ともに外出禁止（自宅待機または学校待機）**

- 教育委員会は、小・中学校長会長に電話連絡する。
- 小・中学校長会長は、各校長に電話連絡する。
- 教育委員会は、「外出禁止（自宅待機または学校待機）」について、学校メール配信サービスによりメール送信するとともに、防災行政無線により放送する。
- 学校は、登校していない（自宅待機）児童生徒の安全を電話等により確認するとともに、すでに登校及び登校中の児童生徒の安全確保をする。
- 教育委員会は、小・中学校長会長及び学校給食共同調理場と協議し、対応（校種で同一のもの）を決定する。
- 小・中学校長会長は、各校長に電話連絡する。
- 家庭と学校の共通の基本方針を「家を出るときは警報等を確認し、警報等が出ているときは、児童生徒を外出（登下校）させない」とする。

午前6時00分から午前11時00分までに、江田島市に警報等が解除された場合**中学校は、午後1時までに登校 ※学校の実態に応じて時間の誤差は可とする**

- 教育委員会は、中学校長会長に電話連絡する。
- 中学校長会長は、各校長に電話連絡する。
- 教育委員会及び中学校は、「中学校は昼食をとって登校」について、学校メール配信サービスによりメール送信するとともに、防災行政無線により放送する。
- 中学校は、登校する生徒の安全確保をする。

登校後に、江田島市に警報等が出た場合**小学校・中学校ともに学校待機**

- 教育委員会は、小・中学校長会長と協議し、対応（校種で同一のもの）を決定する。
- 小・中学校長会長は、各校長に電話連絡する。
- 学校の基本方針を「警報等が出ているときは児童生徒を帰宅させず、学校に待機させる」とする。